

議案第 58 号

飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 6 月 12 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

介護時間の取得期間を給与減額対象として加えるための改正

## 飛驒市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

飛驒市職員の給与に関する条例（平成16年飛驒市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第18条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 飛騨市職員の給与に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第17条 略</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第18条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第9条に規定する国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第9条に規定する12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、勤務時間条例第11条に規定する休暇(組合休暇及び<u>介護休暇</u>を除く。)による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。ただし、飛騨市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年飛騨市条例第59号。以下「特殊勤務手当条例」という。)に規定する特殊勤務手当のうち市の規則で定めるもので、月額で定められている手当の支給を受ける職員については、第22条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第17条 略</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第18条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第9条に規定する国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第9条に規定する12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、勤務時間条例第11条に規定する休暇(組合休暇、<u>介護休暇及び介護時間</u>を除く。)による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。ただし、飛騨市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年飛騨市条例第59号。以下「特殊勤務手当条例」という。)に規定する特殊勤務手当のうち市の規則で定めるもので、月額で定められている手当の支給を受ける職員については、第22条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p> <p>以下 略</p>

## 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (案) 要旨

### 1 改正の趣旨

介護時間の取得期間を給与減額対象として加えるための改正

### 2 改正の内容

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の改正により、連続する3年の期間内において介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる介護時間制度が設けられたことに伴い、介護時間を取得した場合の期間を給与減額対象として追加するもの。

### 3 施行日 公布の日